

1 チケット不正転売禁止法の制定に至るまで

(1) 制定の経緯

①2018年12月8日成立

・正式名称

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」

②2019年6月14日施行

⇒これ以降に行われた不正転売と不正仕入が規制の対象となる

③所管官庁は、文部科学省（文化庁）と消費者庁

(2) 制定の背景

ア. ダブ屋行為と各都道府県の「迷惑防止条例」

a) 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（兵庫県）に基づく禁止

第5条 何人も、入場券、観覧券その他の公共の娯楽施設を利用することができる権利を証する物又は乗車券、急行券、指定券、寝台券、乗船券その他の公共の乗物を利用することができる権利を証する物で発売数が制限されているもの（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売しようとする者に交付するため、**公共の場所**（入場券等を公衆に発売する場所を含む。次項において同じ。）**又は公共の乗物において**、入場券等を、**買い**、又は人に立ちふさがり、付きまとい、若しくは呼び掛け、ビラその他の文書若しくは図画を配り、若しくは掲示し、若しくは公衆の列に加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、**公共の場所又は公共の乗物において**、転売するために得た入場券等を不特定の者に、**売り**、又は人に立ちふさがり、付きまとい、若しくは呼び掛け、ビラその他の文書若しくは図画を配り、若しくは掲示し、若しくは入場券等を展示し、若しくは提示して売ろうとしてはならない。

第15条 ……第5条第1項若しくは第2項……の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰

金に処する。

b) 迷惑防止条例の限界

- ①「公共の場所又は公共の乗物」にインターネット空間は含まれない
⇒インターネットで手に入れたチケットを、インターネットで売りさばいても迷惑防止条例の規制は及ばない
- ②電子チケットが「入場券」に含まれない可能性

イ. チケット転売と「古物営業法」

- ・興行主から誰かが購入したチケットを転売者が買い取り、それを転売する場合、チケットが「古物」となっていることから、転売者を古物営業法の無許可営業で処罰することは可能
⇒興行主から購入したチケット（≠古物）を転売するだけでは、無許可営業にはならない

ウ. チケット転売と「刑法犯」

a) 転売禁止チケットの取得と興行主に対する詐欺罪

- ①神戸地裁平成29年9月22日判決（懲役2年6月、執行猶予4年）

「被告人が、営利目的での転売を禁止されているコンサートチケットについて、営利目的での転売意思を有しているのに、これがないかのように装って販売会社にチケットの購入を申し込み、電子チケット及び紙チケットを詐取した、詐欺利得罪及び詐欺罪の事案」

「被告人は、本件各犯行の際、各チケットの購入代金を支払っているが、コンサートチケットは、その性質上販売数が限定されているものであり、営利目的転売を企図した購入が横行すると、真にコンサートに参加したい一般客の機会が奪われ、又は一般客が適正価格を著しく超過した暴利価格を支払うことを余儀なくされ、最終的に音楽業界全体に大きな不利益が生じることによれば、購入者が営利目的転売の意思を有しているかどうかは、販売会社にとって販売の判断の基礎となる重要な事項と認められる。そして、判示第1, 第2ともに営利目的転売が禁止されていることが利用規約に明示され、被告人も、各サイトを利用する際、その利用規約に同意していたことによれば、被告人による各チケットの抽選販売予約申込みは、営利目的転売の意思を有していないとの意思表示を含むものであり、各

販売担当者らを欺く行為に該当する。よって、判示のとおり詐欺罪等が成立する。」

②チケットキャンプ（チケット売買サイト）

・・・詐欺の共犯

b) 詐欺により取得されたチケットを、それと知りながら購入

⇒購入者に盗品等有償譲受罪が成立する可能性

c) 転売禁止チケットの転売と購入者に対する詐欺罪

・規約で転売禁止されているため入場できないチケットを、そのような事情を隠して転売すれば、転売者が詐欺罪に該当しうる

2 チケット不正転売禁止法の内容

(1) 罪になる行為（①不正転売と②不正仕入）

①特定興行入場券の不正転売（3条）

②特定興行入場券の不正転売目的での譲受け（不正仕入）（4条）



1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（またはその両方）（9条）

※両罰規定はない

※古物営業法に基づく許可を受けていても規制を受ける

※転売者から、自分でイベントに行くためにチケットを購入することは、チケット不正転売禁止法では罪にならない

ただし、前述のとおり、盗品等有償譲受罪（刑法）の可能性がある

(2) 「特定興行入場券」とは？

①不特定または多数の者に販売される

⇒無料配布のものは含まれない

②興行入場券

a) 「興行」・・・国内で行われる映画、音楽、舞踊などの芸術・芸能やスポーツイベントなど

⇒単なるサイン会や握手会は規制の対象外

b) 「入場券」でなければならない

⇒整理券、入場引換券、予約券、予約番号等は規制の対象とならない

※「抜け道」のおそれ

⇒イベント会場の駐車券は規制の対象とならない

c) 電子チケットも対象

③販売に際し、興行主の同意のない**有償譲渡を禁止する旨を明示し**、その旨が券面（電子チケットは映像面）に表示されていること

④興行の日時・場所が特定されていること

⑤座席または入場資格者が指定されたものであること

⇒「指定席券」または「入場資格者が指定された自由席券（フェスのような会場形態、ゾーン形態）」が規制対象

⑥購入時に、購入者（または入場資格者）の**氏名と連絡先**（電話番号やメールアドレスなど）を**確認**する措置が講じられていること

∵民法上の無記名債権に当たらないことを明らかにするため

※公的な身分証による確認は要件とはされていない

※会場で、実際に本人確認措置をとっているかどうかは無関係

⑦券面（電子チケットは映像面）に「**購入時に購入者（または入場資格者）の氏名と連絡先を確認している**」旨が表示されていること

③ 「不正転売」とは？

①興行主の事前の同意を得ないで

②業として行う（＝**反復継続の意思**をもって行う）

⇒急用が入ったのでやむを得ず転売するようなケースは、「不正転売」には該当しない

※いわゆる転売業者はもちろん、個人であっても反復継続の意思をもって行えば要件を充たす

③特定興行入場券の有償譲渡

④興行主等の当該特定興行入場券の**販売価格を超える価格**をその販売価格とするもの（この点についての**故意も必要**）

転売価格 > 興行主側の販売価格（いわゆる定価）

ア．販売価格 5,000 円のチケットを、興行主以外の者から 7,000 円で仕入れたが、買い手が付かなかったので値下げし、6,000 円で転売した

⇒転売利益が生じていなくても、④の要件を充たす

イ. 販売価格 5,000 円のチケットを、興行主以外の者から 3,000 円で仕入れ、5,000 円で転売した

⇒転売利益が生じていても、④の要件を充たさない

ウ. 販売価格 5,000 円のチケットを転売するにあたって、「チケット代 5,000 円、送料 82 円の合計 5,082 円」と明示し、実際に 82 円切手を貼ってチケットを郵送した

⇒④の要件を充たさない

∵チケットの価格とは**区別して「送料〇円」と明示**していれば、
チケットの転売価格には含まれず、上乘せも許される

エ. 販売価格 5,000 円のチケットを転売するにあたって、「チケット代 5,000 円、送料 10,000 円の合計 15,000 円」などと明示し、82 円切手を貼ってチケットを郵送

⇒④の要件を充たす

∵**送料の名目**で過大な金額を表示している場合は、実質的に見てチケットの転売価格に含まれると評価される

オ. 販売価格 5,000 円のチケットを転売するにあたって、チケットに抱き合わせる形で実際の価値に見合わない商品も販売し、「チケット代 5,000 円、商品 10,000 円の合計 15,000 円」などと明示し、販売する

⇒④の要件を充たす

∵**抱き合わせ**商品の実際の価値からすれば、実質的に見て商品代金もチケットの転売価格と評価できる

④ 国外で行われた行為の処罰

①**構成要件の一部**でも国内で行われていれば**国内犯**として処罰の対象

②構成要件のすべてが外国で行われていても、**日本国民**の場合は、「**国民の国外犯**」として処罰の対象（9条2項）

⇒**日本国外**において、**外国人**が特定興行入場券の不正転売や不正転売目的の譲受け行為をする場合は処罰の対象外

⑤ 興行主等の努力義務

- ①入場者の本人確認
- ②正規の再販システムの構築

3 消費者が気をつけるべきポイント

(1) 転売チケットを手に入れても・・・

⇒興行主がチケットの転売を禁止している場合、転売チケットが無効とされ、入場できない可能性がある

⇒興行主や興行主から許可を得た公式リセールサイトを利用してチケットを手に入れましょう！

(2) 急用等でチケットを転売したい・・・

⇒「業として」ではないので、「不正転売」には該当しない。

もともと、チケット購入者との間で「入場できなかった」などのトラブルになる可能性がある

⇒公式リセールサイトを利用してチケットを売却しましょう！